## 不利益処分の処分基準

部	課	室 等	名	経済部 中央卸売市場
不利益処分名			名	市場施設変更承認後の除去命令
根	拠	法	令	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則
根	拠	条	項	第71条第3項
連	絡 先		先	(電話 628-2759 )
処分基準	基	考	事	第71条 条例第64条第1項に規定する市長の承認(以下「変更承認」という。)を受けようとする者は、市場施設変更承認申請書に設計図面及び費用見積書を添えて市長に提出しなければならない。 2 市場施設備付け以外の看板、装飾及び広告物等を設けようとするときも前項と同様とする。 3 市長は、変更承認をした後でも必要と認めるときは、変更承認を受けた者に対し相当の指示をし、又は変更させ、若しくは除去を命ずることができる。 4 変更承認又は前項の指示等を受けた者は、工事しゅん工後、市場施設変更工事しゅん工届により、遅滞なく市長に届け出て、その検査を受けたあとでなければその施設を使用することができない。
	設定	定等年	月日	平成26年8月1日設定(平成年月日最終変更)